

台風・降雪時等における保育施設の臨時休園の対応方針について

近年、集中豪雨や台風による被害が相次いで発生しており、また、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化している。さらには、台風や降雪時等（以下、「台風等」という。）には交通機関の混乱を回避するため、鉄道各社において計画運休を実施するケースも出てきている。

このような自然災害に対する保育施設の対応について、子どもや保護者、保育士の安全を図り、万一災害が発生した時の被害規模の軽減、早期の回復を図るため臨時休園の対応方針を策定することとしましたので報告します。

1 保育施設の臨時休園の判断基準

台風等による施設の休園の判断は、以下を基本とし、朝6時の時点で判断する。その後、開園までに発令・発表があった場合や開園中に発令・発表があった場合には、その時点で臨時休園とする。

- (1) 杉並区が「警戒レベル3（避難準備）」以上を発令した場合又は気象庁等が23区西部に「大雨特別警報」の防災気象情報を発表した場合。
- (2) JR中央線（東京～高尾）が全線で計画運休を実施すると発表した場合（降雪時においても同じ。）。

2 保育施設再開の判断基準

施設再開の判断は、以下を基本とし、朝6時の時点で判断する。

- (1) 杉並区が発令した警戒レベルが「2以下」になった場合かつ気象庁等が23区西部に発表していた「大雨特別警報」の防災気象情報が解除された場合。
- (2) JR中央線の計画運休が解除になった場合。

ただし、朝の通勤時間帯に交通麻痺が生じ、保育士の確保が困難な場合は、施設長の判断で開園時刻を変更することができる。

3 臨時休園及び再開時における保護者並びに保育施設への周知方法

- (1) 天気予報等で台風等が報道された場合は、臨時休園になる可能性について「災害時子ども安全連絡網（以下、「すぐメール」という。）」を利用して保育課から保護者に予告する。
- (2) 臨時休園の連絡は、すぐメールを利用して、区保育課から速やかに保護者・施設に伝える。
すぐメールを登録していない保護者へは、各施設から連絡する。そのため、各施設ではすぐメール以外で保護者と連絡が取れる方法を準備しておく。
- (3) 保育施設再開に当たっての基準は、臨時休園を連絡した際に保護者にお知らせする。
- (4) 保育施設再開の連絡は、すぐメールを利用して、区保育課から速やかに保護者・施設に伝える。
すぐメールを登録していない保護者へは、各施設から連絡する。

4 その他

- ・ 警報の発令等がない場合でも、施設や周辺の状況等から施設長が危険と判断した時は臨時休園とすることができる。その際は、保護者に対して、丁寧に説明するとともに、後日、保育課に報告する。
- ・ 臨時休園中に警報等が解除された場合でも、その日は、終日臨時休園を継続する。
- ・ 保育施設の再開に当たっては、施設の被害状況を確認した上で受入れを行う。
- ・ 施設に被害等があり、安全に保育が出来ない場合は、施設長の判断で臨時休園期間や開園の時刻を変更することができる。この場合は、各保育施設から速やかに保護者に連絡する。